## 改正後

目次

第一章　総則（第一条―第八条の二）
第二章　南極地域活動計画の確認（第九条―第十九条）
第三章　南極地域における行為の制限（第二十条―第三十一条）
第四章　環境上の緊急事態等への対応に係る措置（第三十二条・第三十三条）
第五章　雑則（第三十四条）
附則

**第一章**　総則

**第一条～第四条**　（略）

（南極環境構成要素）

**第五条**　法第三条第九号の環境省令で定める南極地域の環境の構成要素は、別表第一の上欄に掲げるものとする。

（南極哺乳類）

**第六条**　法第三条第十二号の環境省令で定める哺乳綱に属する種は、別表第二に掲げる種とする。

（南極鳥類）

**第七条**　法第三条第十三号の環境省令で定める鳥綱に属する種は、別表第三に掲げる種とする。

（南極史跡記念物）

**第八条**　法第三条第十五号の環境省令で定める史跡及び歴史的記念物は、別表第四に掲げるものとする。

（対応措置）

**第八条の二**　法第三条第十六号の環境省令で定める対応措置は、環境上の緊急事態が発生した後にとられる合理的な措置であって、損壊等した船舶、航空機又は車両等の除去、排出された油又は南極地域の環境に悪影響を及ぼすおそれのある物質（以下この条において「油等」という。）の広がり及び引き続く油等の排出の防止並びに排出された油等の除去（浄化を含む。）その他の当該環境上の緊急事態が南極地域の環境に及ぼす悪影響を回避し、最小限度にとどめ、又は封じ込めるために行われるものをいう。

## 改正前

目次

第一章　総則（第一条―第八条）
第二章　南極地域活動計画の確認（第九条―第十九条）
第三章　南極地域における行為の制限（第二十条―第三十一条）
第四章　削除
第五章　雑則（第三十三条）
附則

**第一章**　総則

**第一条～第四条**　（略）

（南極環境構成要素）

**第五条**　法第三条第七号の環境省令で定める南極地域の環境の構成要素は、別表第一の上欄に掲げるものとする。

（南極哺乳類）

**第六条**　法第三条第十号の環境省令で定める哺乳綱に属する種は、別表第二に掲げる種とする。

（南極鳥類）

**第七条**　法第三条第十一号の環境省令で定める鳥綱に属する種は、別表第三に掲げる種とする。

（南極史跡記念物）

**第八条**　法第三条第十三号の環境省令で定める史跡及び歴史的記念物は、別表第四に掲げるものとする。

（新設）

**第二章**　南極地域活動計画の確認

**第九条**　（略）

（南極地域活動計画の確認の申請書）

**第十条**　（略）

2　前項の申請書には、南極地域活動を主宰しようとする者が法第六条第三項各号に該当しないことを説明した書面を添付しなければならない。

（緊急時計画）

**第十条の二**　法第六条第二項の緊急時計画の様式は、様式第一の三のとおりとする。

2　法第六条第二項第八号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　事件（法第三条第八号に規定する事件をいう。第三号において同じ。）が発生した場合における主宰者と関係者との間の連絡体制の整備に関する事項

二　法第二十条の三第三項に規定する措置を実施する場合において、その後の経過を報告する頻度及び方法に関する事項

三　前二号に掲げるもののほか、事件が発生した場合において、当該事件に効果的かつ効率的に対応するために必要な事項

（南極哺乳類の捕獲等の区分、目的及び条件）

**第十一条**　法第七条第一項第一号ロの行為の区分は別表第五の上欄に掲げるものとし、同号の行為の目的は同表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、同号の条件は同表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

（南極特別保護地区ごとの要件）

**第十二条**　法第七条第一項第一号ハの環境省令で定める要件は、別表第六の上欄に掲げる南極特別保護地区ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

（防止措置に関する基準）

**第十二条の二**　法第七条第一項第二号の環境省令で定める基準は、次の各号のいずれにも適合するものであることとする。

一　南極地域活動において使用する船舶、航空機、車両又は基地等の施設等が有する構造又は設備の内容が、環境上の緊急

## 改正前

**第二章**　南極地域活動計画の確認

**第九条**　（略）

（南極地域活動計画の確認の申請書）

**第十条**　（略）

2　前項の申請書には、南極地域活動を主宰しようとする者が法第六条第二項各号に該当しないことを説明した書面を添付しなければならない。

（新設）

（南極哺乳類の捕獲等の区分、目的及び条件）

**第十一条**　法第七条第一項第二号の行為の区分は別表第五の上欄に掲げるものとし、同号の行為の目的は同表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、同号の条件は同表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

（南極特別保護地区ごとの要件）

**第十二条**　法第七条第一項第三号の環境省令で定める要件は、別表第六の上欄に掲げる南極特別保護地区ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。

（新設）